

第1章 公益法人についての新制度の概要

公益法人制度を抜本的に改革するため、2006年3月、以下の公益法人制度改革関連3法案が閣議決定され、同年5月、第164回通常国会において成立した。2008年12月1日から施行され、新制度に移行している。

- ・「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号。一般法人法）
- ・「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号。認定法）
- ・「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号。整備法）

（）内は、本稿における略称である。

（1）公益法人改革の概要

公益法人改革とは

従来の公益法人制度の特徴は以下であった。

- ・主務官庁制
- ・法人の成立と公益性の判断が一体化されており、許可制であった。

新しい制度では「法人の設立」と「公益性の判断」が分離された。

- ・「一般社団法人」「一般財団法人」と「公益社団法人」「公益財団法人」に分離された。

	非営利法人の種類	要件	税制上の優遇措置
設立	一般社団法人・一般財団法人	登記だけで設立	特になし
公益性判断	公益社団法人・公益財団法人	有識者による委員会（合議制機関）の意見に基づき行政庁が認定	公益性を認定された法人及びこれに寄付する者に対して税制上の優遇措置

- ・中間法人法は廃止され、中間法人は「一般社団法人」へ移行。
- ・特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(NPO)は現行通り存続。
- ・従来の民法上の公益法人は「特例民法法人」（特例社団法人、特例財団法人）として存続し、その後、「一般社団法人」「一般財団法人」（併せて本稿では「一般法人」）に移行する。もしくは、認定を受けて公益法人（公益社団法人、公益財団法人）に移行する。
- ・平成25年11月30日（移行期間の満了日）までに移行手続きをしないと解散したとみなされる。この場合、残余財産は処分されてしまう。

一般社団法人・一般財団法人

- ・一般社団法人は、社員2名以上で設立可能。